

利用者の皆様へ

射水市福祉保健部子育て支援課
射水市立太閤山児童館

児童館利用者登録票提出と利用についてのお願い

日頃から、本市の児童福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

児童館を利用する際には登録票の提出をお願いしています。これは児童館を利用する児童の把握上必要とされるものであって、その他の目的で使用することはありません。

【目的】

- 施設利用者に感染症罹患者が認められた場合の体調確認連絡のため
- けがなどの緊急時に連絡を取るため
- 台風や地震などの災害時、来館者を把握するため

また、感染防止対策を講ずる上で、下記のとおり、利用者の皆様ご自身に係る取組も必要不可欠となりますので、この様な事情をご理解いただき、感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

【児童館を利用される際に、ご協力いただきたいこと】

- 1 本人又は家族に発熱や咳などの症状がある場合は、利用できません。事前に体温測定、体調チェックをしてください
- 2 必ずマスクを着用してください
- 3 入館の際の手指消毒や、必要に応じての手洗い、消毒
- 4 利用登録票の提出

【お問い合わせ先】

子育て支援課 児童福祉係 電話 51-6629
射水市立 太閤山児童館 電話 56-3002

(児童館の電話番号の登録をお願いします)

太閤山児童館利用登録票

年 月 日

射水市立太閤山児童館長

保護者 住所 TEL

氏名 利用児童との関係

下記のとおり児童館の利用を申し込みます。

ふりがな				男・女
利用児童名				
生年月日	年	月	日生	
住所				
通学校	小学校・中学校		学年	
緊急連絡先	1	TEL		
	2	TEL		
	3	TEL		
その他 (健康状態等)				
ホームページ 掲載	可 ・ 否			

※毎年、年度初めに登録票を提出していただきます。これは児童館を利用する児童の把握上必要とされるものであって、その他の目的で使用することはありません。年度ごとに提出していただき、保管を密にし、期限切れの書類は消去いたします。

※登録票は緊急時の連絡に必要なため、緊急連絡先は必ず連絡の取れる電話番号を記入し、必ず提出してください。

太閤山児童館へ提出してください